

差止請求書兼申入書

2008年9月26日

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社セレマ 御中

京都市中京区西ノ京中御門東町136番地

株式会社らくらくクラブ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授

・弁護士)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL075-211-5920

FAX075-251-1003

(担当)理事・事務局長 長野浩三

(弁護士)

(差止請求)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13

条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができません。）。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

（請求の要旨）

（株式会社セラマに対して）貴社が、消費者との間で、互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求する。

（株式会社らくらくクラブに対して）

貴社が、消費者との間で、らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時

に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求する。

(紛争の要点)

1 株式会社セレマの解約金が高額に過ぎること

(1) 株式会社セレマ契約約款(以下「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件互助契約」という) Pコース Rコースによれば、契約期間中に本件互助契約を中途解約した場合の払戻金について、所定の手数料が差し引かれることとされているところ(19条1項)、差し引かれるべき手数料は、以下のとおりとなっている。

Pコース 払込済回数9回目までは全額が差し引かれ、10回の場合は2万4650円、11回目以上の場合には、払込済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が250円ずつ増える。

Rコース 払込済回数13回目までは全額が差し引かれ、14回以上の場合には、払込済回数が1回増える毎に、差し

引かれる額が150円ずつ増える。

したがって、たとえば、Pコース会員が、20回の積立をなした時点で解約した場合には、積立額5万円（2,500円×20回＝50,000円）から、手数料2万7,150円（24,650円＋250円×10回＝27,150円）が差し引かれ、2万2,850円の返戻しか受けられないことになる。

(2) 中途解約による損害が生じていないことについて

ア ところで、本件互助契約のような冠婚葬祭互助契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、加入者が冠婚葬祭に掛かる役務サービス等の提供を有利な条件で受けられる権利を取得し、他方、事業者は、上記誘引をもって将来の顧客を確保すると共に、積立金を運用することを可能とするものであると考えられる。そうすると、中途解約の場合でも、事業者は解約までの間は積立金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、一般に、冠婚葬祭互助契約においては、一人の加入者が中途解約したとしても、それにより、事業者は、中途解約をなした者

に対する役務提供を免れ，他の加入者に対する役務提供が可能となるのであるから，他の加入者を勧誘して役務提供をなすことにより利益が確保される。したがって，加入者が解約したことによる逸失利益が生じたともいえない。

イ 「前払式特定取引契約約款及び前払式割賦販売契約約款に定める解約手数料の額の基準について」という通達（５２産局第８３０号 昭和５３年１月１３日）によれば，前払式特定取引を中途解約した場合における既払金から差し引かれる解約金は，契約締結及び履行のために通常要する費用（契約費用，募集手数料及び集金費用）の範囲内とすることを基本的考え方としている。

そのうえで，差し引くべき費用としては，①契約費用 ２００円，②募集手数料 契約額１８万円超の場合７８００円，③集金費用 入金額の１０％，ただし１回当りの費用は２００円以下とする，とされている。併せて，「いわゆる友の会において解約手数料を徴収する場合には，原則として①の契約費用のみを認め，②の募集手数料及び③の集金費用は専ら消費者のもとに出向いて，会員の募集及び会員が支払うべき月掛金の集金を行っている友の会に

ついでのみ認められる。」ものともされている。

上記通達は，その前提として，前払式特定取引や前払式割賦販売における中途解約によって生じる損害は，上記①ないし③程度であるのが通常であり，かつ，②③についても，募集や集金が消費者のもとに出向いて行われるような例外的な場合にのみ生じるものと理解しているのである。

ウ 本件互助契約においては，基本的に消費者のもとに出向いて会員の募集及び月掛金の集金が行われているものではないから，中途解約によっても②募集手数料や，③集金費用についての損害は生じない。

さらに，上記イで述べた①契約費用についても，これは，日常の営業活動における必要経費にあたる費用であって，勧誘活動をしたものの契約に至らなかった場合の経費もその中に含まれているから，特に本件互助契約を締結し中途解約した者にのみかかる費用ではなく，中途解約により通常生ずべき損害とはいえない。

(3) 対価性のない金銭を取得することの不当性について

そもそも，冠婚葬祭互助契約の目的は，あくまで，冠婚葬祭にかかる役務サービスの

提供にある以上，本来，事業者が加入者から取得すべきは，役務提供に対する対価である。そうであれば，事業者が，実際に役務提供をすることによって，加入者からの対価取得が正当化されるものといえる。加えて，本件契約約款においては，加入者は所定の月掛金を前払いで積み立てることにより，役務サービス等の提供を受ける権利を取得するのみであって，加入者において提供を受ける義務は負っていない（本件契約約款1条）。

そうすると，加入者が本件互助契約を中途解約して，事業者からの役務提供を受ける権利を行使しないこととした場合には，事業者は，単に役務提供を免れたに過ぎないのであり，それにもかかわらず，加入者の既積立分のうち加入者が未だサービスを受けていない部分について，事業者が解約手数料としての取得を許すときは，事業者は何ら対価性のない金銭を取得することとなり，著しく不当である。

(4) 以上からすれば，本件互助約款において中途解約時に差し引かれる手数料は著しく高額であって，同手数料を定める条項は，事業者において中途解約により通常生ずべき損害を超える違約金を定めるものであり，また，信義則に反し消費者の利益を一方的に害す

る契約条項であるから，消費者契約法第9条1号及び同法10条に基づき無効である。

2 らくらくクラブの解約手数料が高額に過ぎること

(1) らくらくクラブ会則（以下「本件会則」といい，これに基づく契約を「本件積立契約」という）によれば，契約期間中に本件契約を中途解約した場合の払戻金について，所定の手数料が差し引かれることとされており（10条1項2号），差し引かれるべき手数料額は，払込済回数が13回までは全額，14回以上の場合は，払込済回数が1回増える毎に150円ずつ増えることとされている。

したがって，たとえば，らくらくクラブ会員が，20回の積立をなした時点で契約解除した場合には，積立額3万円（1,500円×20回＝30,000円）から，手数料2万550円（1,500円×13回＋150円×7回＝20,550円）が差し引かれ，9450円の返戻しか受けられないことになる。

(2) 中途解約による損害が生じていないことについて

ア ところで，本件積立契約のような積立契約の目的は，所定の金額を積み立てることによ

り有利な条件でサービスが受けられることをもって、顧客を確保・誘引するとともに、事業者において積立金を運用することを可能とするものであると考えられる。そうすると、中途解約の場合にも、事業者は解約までの間は積立金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、一般に、本件積立契約のような積立契約においては、一人の加入者が中途解約したとしても、それにより、事業者は、中途解約をなした者に対する役務提供を免れ、他の加入者に対する役務提供が可能となるのであるから、他の加入者を勧誘して役務提供をなすことにより利益が確保される。したがって、加入者が解約したことによる逸失利益が生じたともいえない。

実際、他の同種の積立など（大丸友の会、JTB旅行積立）においては、中途解約の場合も、積立を完了した場合の特典が得られないだけで、積立額のうち未使用分は全額返金されることとされていることからしても、同種の積立契約においては、中途解約によっても事業者には損害が生じないのが通常であると考えられる。

イ 前記1(2)イで述べたとおり、前払式特定取引等に定める解約手数料の額の基準につ

いての通達は，これら取引の中途解約によって生じる損害について，①契約費用 200円，②募集手数料 契約額18万円超の場合7800円，③集金費用 入金額の10%，ただし1回当りの費用は200円以下という程度であるのが通常であり，かつ，②③についても，募集や集金が消費者のもとに出向いて行われるような例外的な場合にのみ生じるものであることを前提としている。ウ らくらくクラブにおいては，会員の募集及び月掛金の集金を専ら消費者のもとに出向いて行っているものではないから，中途解約によっても②募集手数料や，③集金費用についての損害は生じない。しかも，らくらくクラブ会則4条によれば，会員は，事務手数料として月額150円の支払を要するものとされており，この事務手数料の中には，当然に集金費用が含まれているものと解されるから，解約にあたり，集金費用にあたる金額を差し引くとすれば，集金費用の二重請求ともなる。

さらに，上記イで述べた①契約費用が中途解約により通常生ずべき損害とはいえないことも，前記1(2)ウで述べたとおりである。

(3) 対価性のない金銭を取得することの不

当性について

そもそも、本件積立契約の目的はらくらく利用券の取得とされているものの、らくらく利用券は、株式会社らくらくクラブの企画旅行等にのみ利用可能なのであるから、結局のところ、本件積立契約の実質は、らくらくクラブにおける旅行等サービスの提供にあると解される。

したがって、上記1(3)で述べた冠婚葬祭互助契約におけるのと同様、積立契約においては、本来、事業者は、実際に役務を提供することによって、加入者からの対価取得が正当化されるものといえる。

そのため、加入者の中途解約により事業者が役務提供義務を免れた場合に、事業者は、既積立額の中から解約手数料としての取得を許すときは、事業者が何ら対価性のない金銭を取得することとなり、著しく不当であることも、冠婚葬祭互助契約において述べたのと同様である。

(4) 以上からすれば、らくらくクラブにおいて中途解約時に差し引かれる手数料は著しく高額であって、同手数料を定める条項は、事業者において中途解約により通常生ずべき損害を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反し消費者の利益を一方的に

害する契約条項であるから，消費者契約法第9条1号及び同法10条に基づき無効である。

3 本件冠婚葬祭互助契約と本件積立契約とを併せて考えると，解約金の負担はより高額になること

(1) 株式会社らくらくクラブと株式会社セレマが極めて密接な関係を有すること

ア 株式会社らくらくクラブは，「相互扶助的冠婚葬祭の儀式施行に関する個人及び団体を会員組織と為す募集業務」を会社の目的としており，セレマ会員の募集業務を自己の事業としている。

株式会社セレマのホームページ上でも，株式会社らくらくクラブが系列会社として紹介されている。両社の本店は隣接して所在しており，同一人物が代表取締役を務めており，取締役の大半も両社の取締役を兼務している。

イ らくらくクラブ会則4条1項には「互助会会員の方は事務手数料を免除いたします」とあるところ，この「互助会会員」とはセレマ会員のことであり，らくらく会員とセレマ会員は，両資格を兼ねることが想定されている。

ウ 株式会社セレマかららくらくクラブ会員への恩恵の付与と精算について

(ア) らくらくクラブ旧会則（平成18年1月1日より適用分）9条※には、「互助会会員の方で互助会より恩恵を受ける旅行や検診に参加されている場合は、その恩恵額は互助会の解約返戻金より差し引かれます」との規定があり、らくらくクラブが企画する旅行や検診において、互助会すなわち株式会社セレマが、らくらくクラブ会員に対して、恩恵としての経済的援助をすることを前提とする定めがもうけられていた。そして、「らくらくクラブ利用承諾書」中に「会員向条件付恩恵」という言葉が使用されていた。

現行のらくらくクラブ会則でも、会員向条件付恩恵として、らくらく企画商品を利用する際には、らくらくクラブ利用承諾書の提出をしなければならないとされている（第9条）。

このことからすると、現行会則下でも、従前の会則下と同じ態様で「会員向条件付恩恵」が付与されており、セレマ会員でもあるらくらくクラブ会員が、株式会社らくらくクラブの企画商品を利用するときには、株式会社セレマから、恩恵としての

経済的援助がなされているものと推測される。

- (イ) そのうえで、らくらく会員がらくらくクラブを退会する場合、「会員向条件付恩恵」相当額の精算を要するとされている（現行会則第10条1項）。

なお、現行会則下では、解約時の払戻金から、「会員向条件付恩恵」分の精算をすることとされているのに対し、旧会則下では、互助会すなわち株式会社セラマの解約返戻金から精算することとされている点で差異があるものの、らくらく会員がらくらくクラブを退会する場合に、株式会社セラマから受けた「会員向条件付恩恵」の精算を求められることには変わらない。

- (ウ) なお、従前使用されていたらくらくクラブ利用承諾書には、「互助契約を解約せざるを得なくなった場合、らくらく利用で受けた恩恵分を、互助契約解約返金時に解約返戻金より差引します。返戻金に足りない場合は、らくらく支払金残高または、お客様より直接お支払いいただきます。又掛金を中断された場合も同様とさせていただきます。」との記載があり、株式会社セラマの互助契約の解約の際、互助契約約款には記載のない金員の精算が必要とされ

ていた。

(2) 上記のとおり，株式会社セラマの本件互助契約と，株式会社らくらくクラブの本件積立契約は，入会，会員資格の維持，特典の利用及び退会の各場面において，極めて密接に結びついており，それぞれの会員が，他方の会員資格を併有することが常態として予定されている。

このことからすると，各会員は，両社に対してそれぞれ高額の解約手数料を負担することとなり，解約手数料の高額は一層顕著なものとなる。

(訴えを提起する予定の裁判所)

京都地方裁判所

(申入)

以下は，消費者契約法12条の差止請求ではなく，消費者団体として申し入れます。

上記のとおり，貴社らの上記契約条項は無効であり，貴社らが同条項に基づき，解約時に消費者に返金するにあたり「所定の手数料」とされている解約金を差し引くことはできません。

ついては，①今後解約する消費者に対して解約金を差し引かずに返金するか否か，

② 過去に解約した消費者で，解約金を差し引いた例について，解約金を返金するか否か，③ 過去に解約した消費者に対し返金する場合はどの時期まで遡って返金するのか，につき，本書到達後1週間以内に文書で貴社らのご対応をご回答ください。なお，回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。